

令和4年9月29日

飛騨地区高等学校・特別支援学校
保護者等・生徒の皆様

飛騨地区高特生徒指導部会
会長 大野 貴司
(斐太高等学校)

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」における 「身を守るヘルメット着用」の促進について

自転車は、生活に密着した身近な乗り物として多くの人に利用されています。しかしながら、主たる原因者が自転車運転者である交通事故が数多く発生しています。県内高校生の令和3年度の自転車運転中の事故は855件、飛騨地区高校生では29件という現状です。管内の生徒が安全に自転車を利用し、交通事故に遭遇しないことを願っているところです。

さて岐阜県では、令和4年3月29日に自転車損害賠償責任保険等への加入義務化、乗車用ヘルメット着用の努力義務や定期的な点検整備の努力義務等を定めた「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。

条例では、令和4年10月1日に「ヘルメットの着用努力義務」が施行となります。

岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(乗車用ヘルメットの着用)

第13条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用の促進等)

第14条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 通学に自転車を利用する児童生徒等（以下「自転車通学者」という。）がある学校の長は、当該自転車通学者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ヘルメット着用についてはあくまでも努力義務ですが、着用については各家庭で生徒と保護者等様で話し合いをお願いします。各学校でも着用について今後指導してまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。飛騨地区高特生徒指導部会では「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進」を推進しています。つきましては交通安全への心がけにご協力を賜りますようお願いいたします。